

## 第 3 部 景觀形成方策編



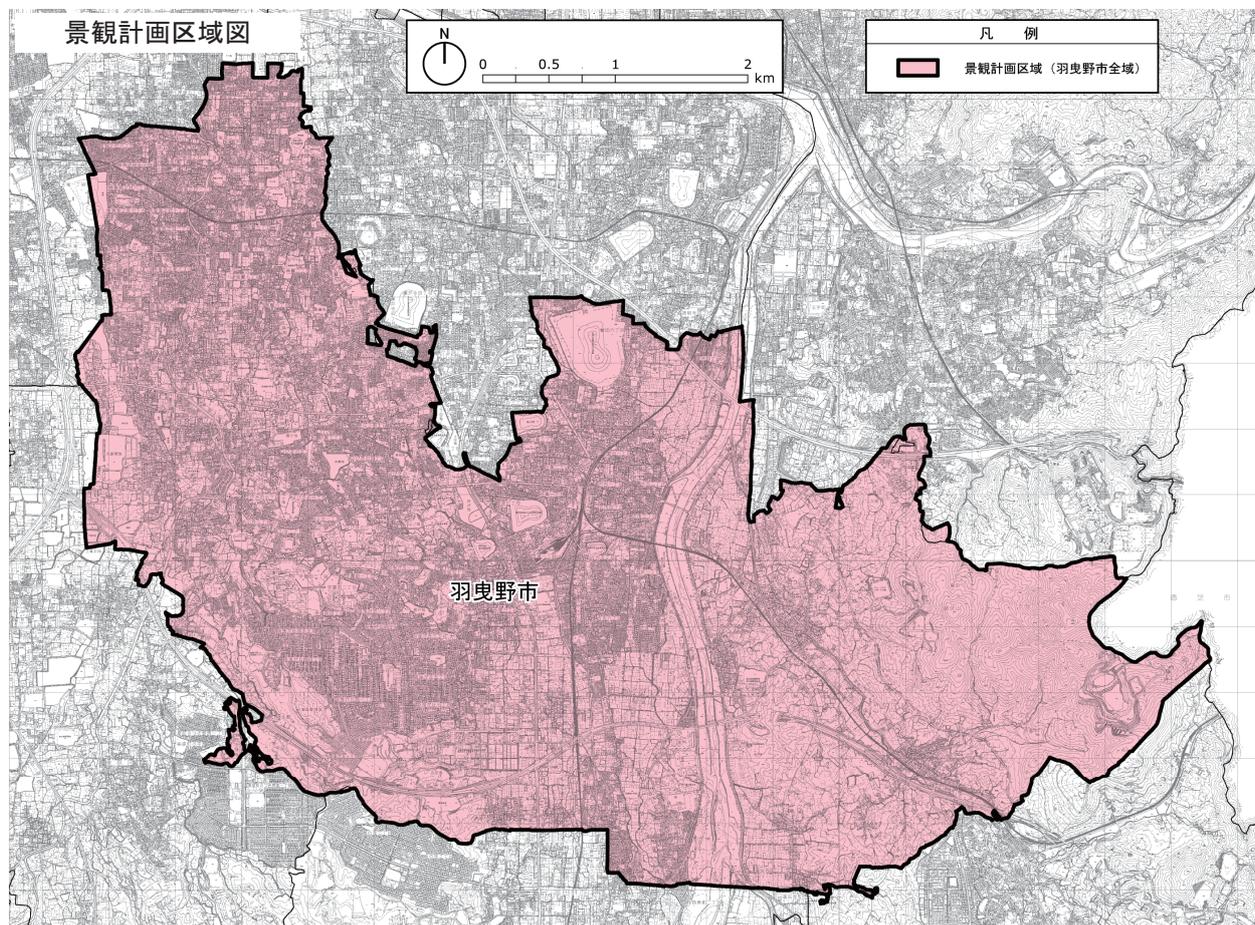
## ■ 1 ■ 良好な景観形成を図る区域

## (1) 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関係）

本市には、応神天皇陵古墳等の古市古墳群や竹内街道、東高野街道等の歴史的な景観、あるいは石川や駒ヶ谷のブドウ畑等の自然的景観、さらには大阪のベッドタウンとして発展してきたことによる計画的に整備された住宅地等の市街地景観など、数多くの景観資源が存在します。

これらの多種多様な景観資源は、市民共有の資源として、市民の参画と協働により、活かし、育み、次代へ継承すべきものとして、景観特性に応じた建築物や工作物の規制誘導を行うなど、市内全域が一定の考え方により、良好な景観の形成に取り組む必要があります。

羽曳野市全体としての良好な景観の形成を図るため、羽曳野市全域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域に設定します。



## (2) 景観形成促進区域および景観形成重点区域

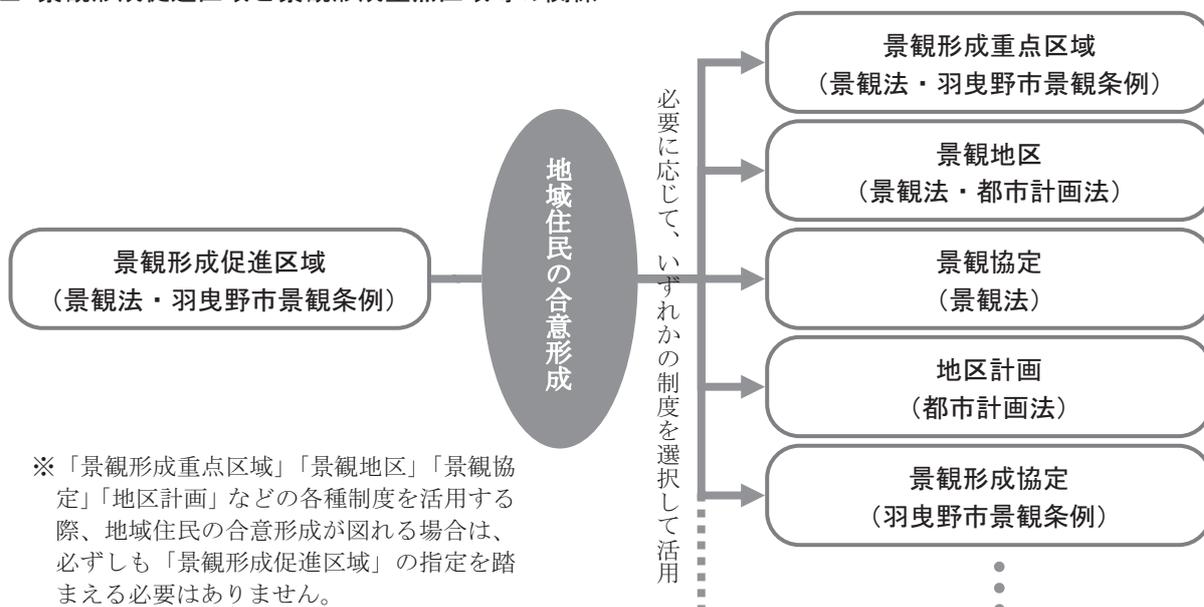
### ①指定の対象

景観計画区域のなかで景観形成を優先して進める区域を「景観形成促進区域」に指定します。また、景観形成促進区域のうち、地域住民の合意形成が図れる区域については、よりきめ細かな景観形成の取組を推進します。その際には、「景観形成重点区域」の指定をはじめ、「景観地区」「景観協定」「地区計画」などの各種法制度など、地区の特徴に応じた制度を活用していきます。

「景観形成促進区域」および「景観形成重点区域」の指定の対象となる区域は次の区域とします。

類 型	指 定 対 象
歴 史 系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史文化資産等の周辺において、一体的な景観の形成が求められる区域</li> <li>・ 歴史的なまちなみを残している又は歴史的なまちなみの再生が求められる区域</li> <li>・ 集落が周辺の山、田畑等と調和している区域</li> <li>・ 祭礼や行事等の歴史的な活動が行われている歴史的な市街地の区域</li> </ul>
自 然 系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山林や樹林、農地等が豊かな自然景観を形成している区域</li> <li>・ 河川やため池、水路等の周辺の区域</li> </ul>
住 宅 街 系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特性を漂わす良好な住宅地景観が形成されている区域</li> <li>・ 新しい計画的な市街地開発地区又は計画的に再整備された市街地の区域</li> </ul>
まちなか系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅前や官公庁施設の周辺等の地域の拠点となる区域</li> <li>・ 地域の中心的な商店街などの区域</li> </ul>
沿 道 系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要幹線道路や地域の中心的な道路の沿道区域</li> <li>・ 歴史的な街道筋の沿道区域</li> </ul>

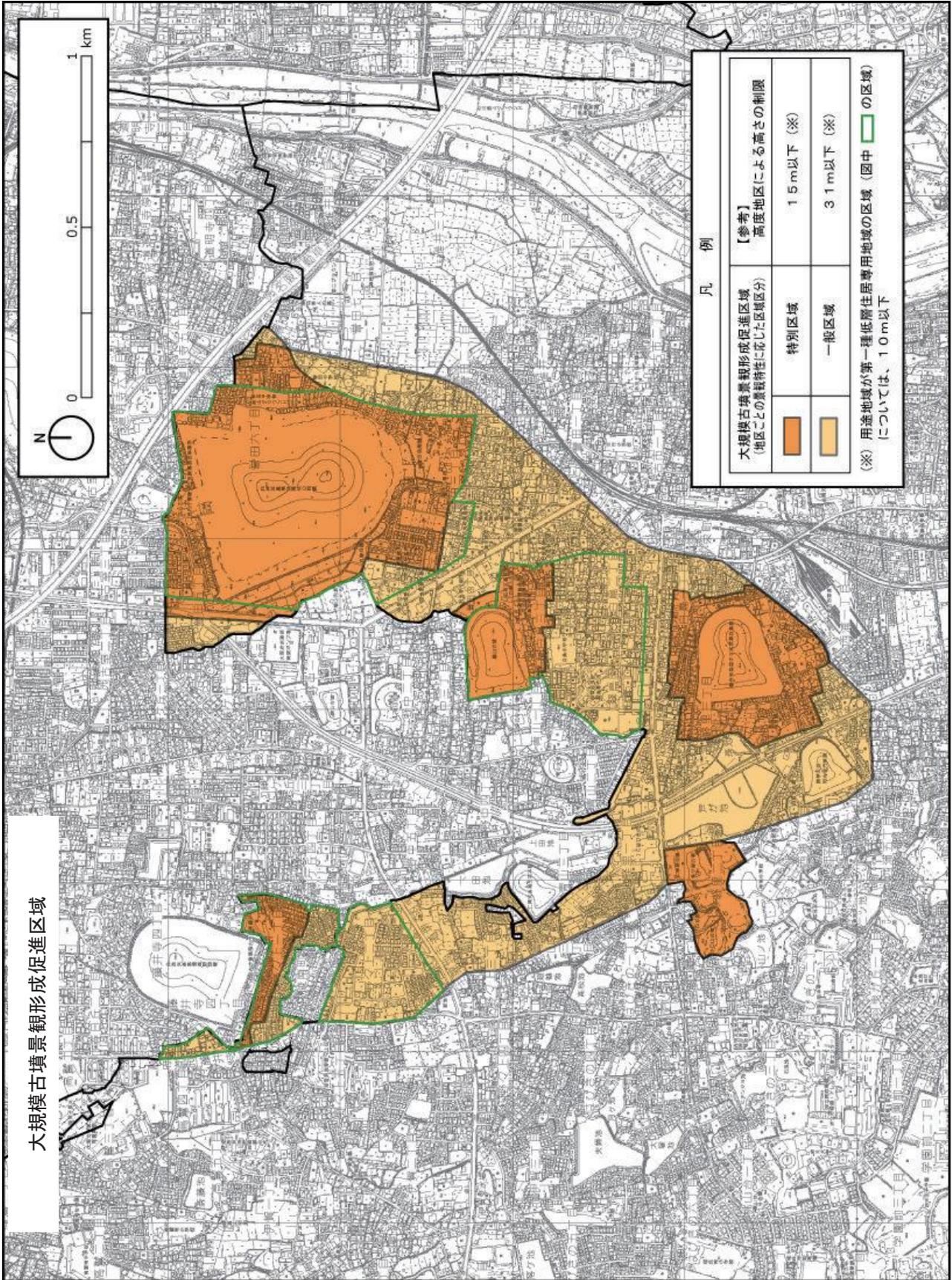
### ■ 景観形成促進区域と景観形成重点区域等の関係

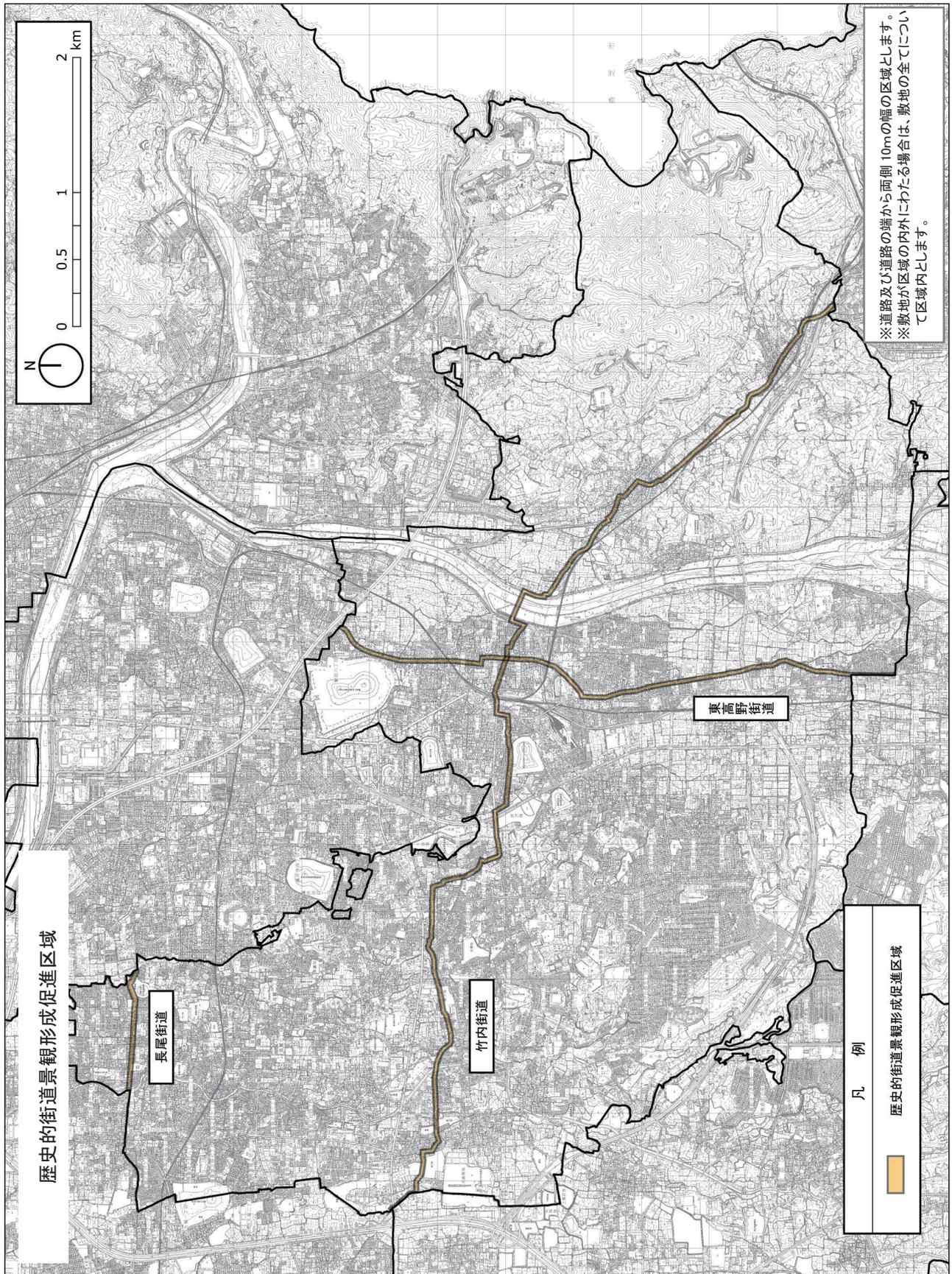


②区域の指定と各区域における景観形成の方針

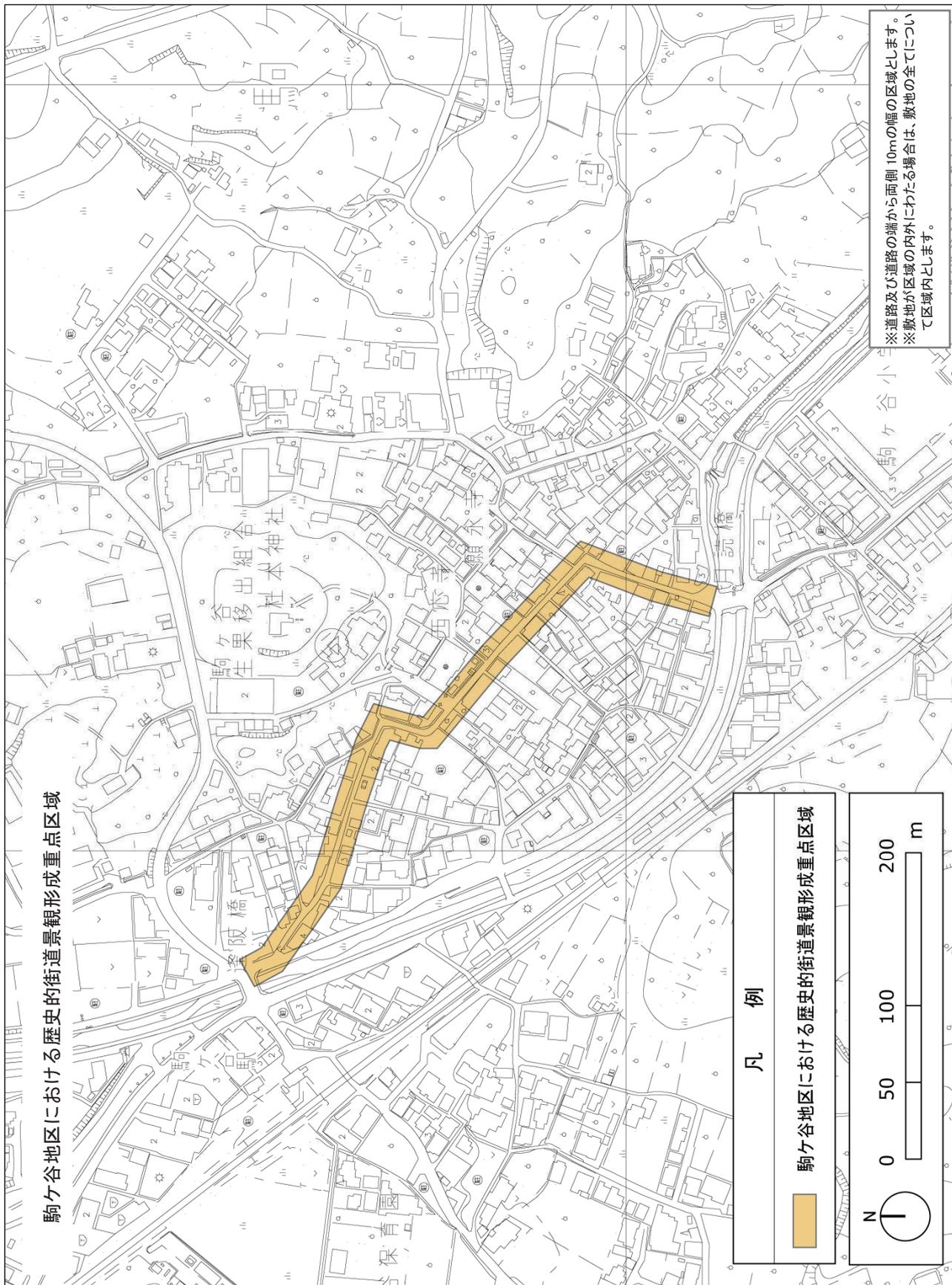
次の区域を「景観形成促進区域」又は「景観形成重点区域」に指定します。

指定種別	区域名	対象区域	指定の理由	景観形成の方針
景観形成促進区域	大規模古墳 景観形成促進区域 (※世界文化遺産への登録をめざしている古市古墳群の緩衝地帯)	墳丘長 200mを超える大規模古墳及びその周辺の地域	本市は、大阪府・堺市・藤井寺市と共同で、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざした取り組みを進めており、平成22年11月22日には、ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されたところです。しかし、古墳周辺は都市化が進んでいる地域もあることから、緩衝地帯(バッファゾーン)を設け、その範囲及び規制内容について明確な方向性を示すことが求められています。そこで、本市における墳丘長200mを超える大規模古墳の周辺について、さらなる良好な景観形成を図っていくため景観形成促進区域に指定します。	区域内を、次の2つの区域に区分して景観形成を推進します。 【特別区域】 古墳と景観的な一体性をもつ近傍の区域については、古墳と市街地の継続した景観の保全を図ります。 (※緩衝地帯における資産近傍)  【一般区域】 特別区域を取り囲み、古墳同士を緩やかにつなぐ区域については、古墳とその周辺の都市活動との調和した景観の形成を図ります。 (※緩衝地帯における資産近傍以外の地域)
	歴史的街道 景観形成促進区域	東高野街道、竹内街道、長尾街道及びその沿道の区域 (道路及び道路の端から両側10mの幅の区域)	大阪府景観計画では、東高野街道、竹内街道などの街道沿道を歴史的街道区域に設定し、街道筋としての一体的な景観形成等がめざされてきました。また、長尾街道の沿道周辺においても、雄略天皇陵古墳や吉村家住宅といった歴史文化資産が残されており、これらと調和した良好な景観形成が求められます。そこで、広域的な街道筋のつながりの重要性のもとに、これらの街道筋の沿道区域を景観形成促進区域に指定します。	沿道の歴史的な建築物や道標、古墳などの歴史文化資産を活かし、地域の歴史的な雰囲気を感じられるまちなみ景観を形成するとともに、街道としてのつながりを意識した景観を形成します。
景観形成重点区域	駒ヶ谷地区における歴史的街道 景観形成重点区域	駒ヶ谷地区における竹内街道(逢坂橋から月読橋までの区間)及びその沿道の区域 (道路及び道路の端から両側10mの幅の区域)	駒ヶ谷地区は、田園から山ノ辺的な雰囲気の中に、社寺や古墳などが点在する景観が基調となり、なだらかな山地部分はぶどう畑で覆いつくされ、独特の景観をつくりだしています。これらの中に街道が通り、その沿道には、昔の面影を残す建物が数多く建ち並び、羽曳野市のなかでも特に歴史的なまちなみが受け継がれている地区です。そこで、この特徴的な環境や歴史的な町並み景観の重要性のもとに、歴史的街道景観形成促進区域のうち駒ヶ谷地区の一部については、景観形成重点区域に指定します。	歴史的な様式を踏襲したまちなみ景観を形成するとともに、周囲のブドウ畑と一体となった文化的景観としての価値を向上、発信していきます。





駒ヶ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域



※道路及び道路の端から両側10mの幅の区域とします。  
 ※敷地が区域の外にわたる場合は、敷地の全てについて区域内とします。

凡 例

駒ヶ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域

N 0 50 100 200 m

## ■ 2 ■ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

### (1) 景観計画区域における行為の制限

#### ① 届出対象行為

景観計画区域（景観形成促進区域及び景観形成重点区域を除く）について、景観法第16条第1項に基づく届出を要する行為は次のとおりです。

景観法第17条第1項に基づく変更命令の対象とする行為（特定届出対象行為）は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。

#### ■ 景観計画区域における届出対象行為

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000㎡を超えるもの</li> </ul>
法第16条第1項第2号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱木柱、装飾塔記念塔、高架槽サイロ、物見塔等</li> <li>高さが20m又は築造面積が2,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物</li> <li>建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが20mを超えるもの</li> </ul>

※行為が本景観計画区域内外にまたがる場合は、本景観計画区域内に存する部分の割合によらず、本景観計画の行為の制限の対象となります。また、この場合において、隣接する他の景観計画区域における届出対象行為に該当する行為は、両方への届出が必要となります。

## ② 景観形成基準

景観計画区域（景観形成促進区域及び景観形成重点区域を除く）の景観形成基準は、景観ゾーンごとに次のように設定します。なお、景観ゾーンは、羽曳野市の景観構造に基づき、別図1（52頁）のように設定しています。

### 【 歴史的景観ゾーン 】

項 目		基 準	
建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
			(イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	屋上に設置するもの	(ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	
		(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
	工作物の基準	工作物の外観	色彩
外壁			長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
意匠			歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
敷地内の緑化		(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

【 自然的景観ゾーン 】

項 目		基 準
建築物等 (これに附属するものの配置 建築物及びこれに附属するもの配置 建築物の外観 意匠)	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
	屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並み等と調和し、かつ著しく派手なものとしなない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みや対岸等からの見え方、スカイラインに配慮する。
	意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としなない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、又は河川に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、山並み等周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みや対岸等からの見え方、スカイラインに配慮する。
	意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としなない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、又は河川に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、山並み等周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

【 市街地景観ゾーン 】

項 目		基 準	
建築物等 (これに附属するものを含む)の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

別表1 景観計画区域（景観形成促進区域及び景観形成重点区域を除く）の色彩基準

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

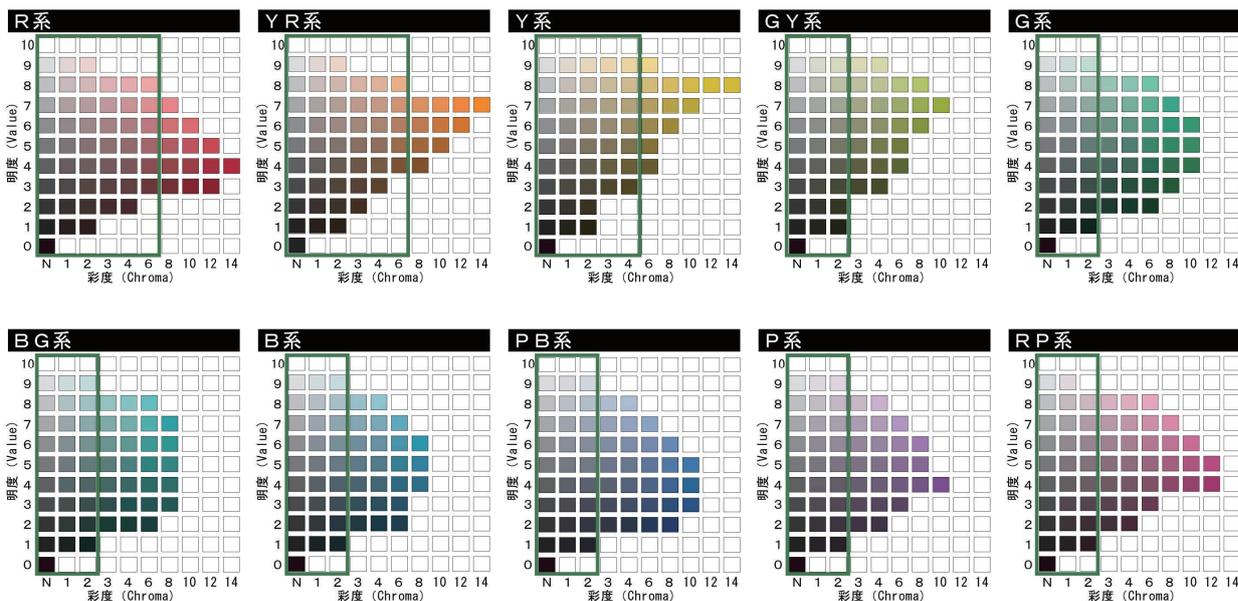
○外壁及び屋根については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁・屋根基本色）		
色 相	明 度	彩 度
R（赤）、YR（橙）系	—	6以下
Y（黄）系	—	4以下
上記以外	—	2以下

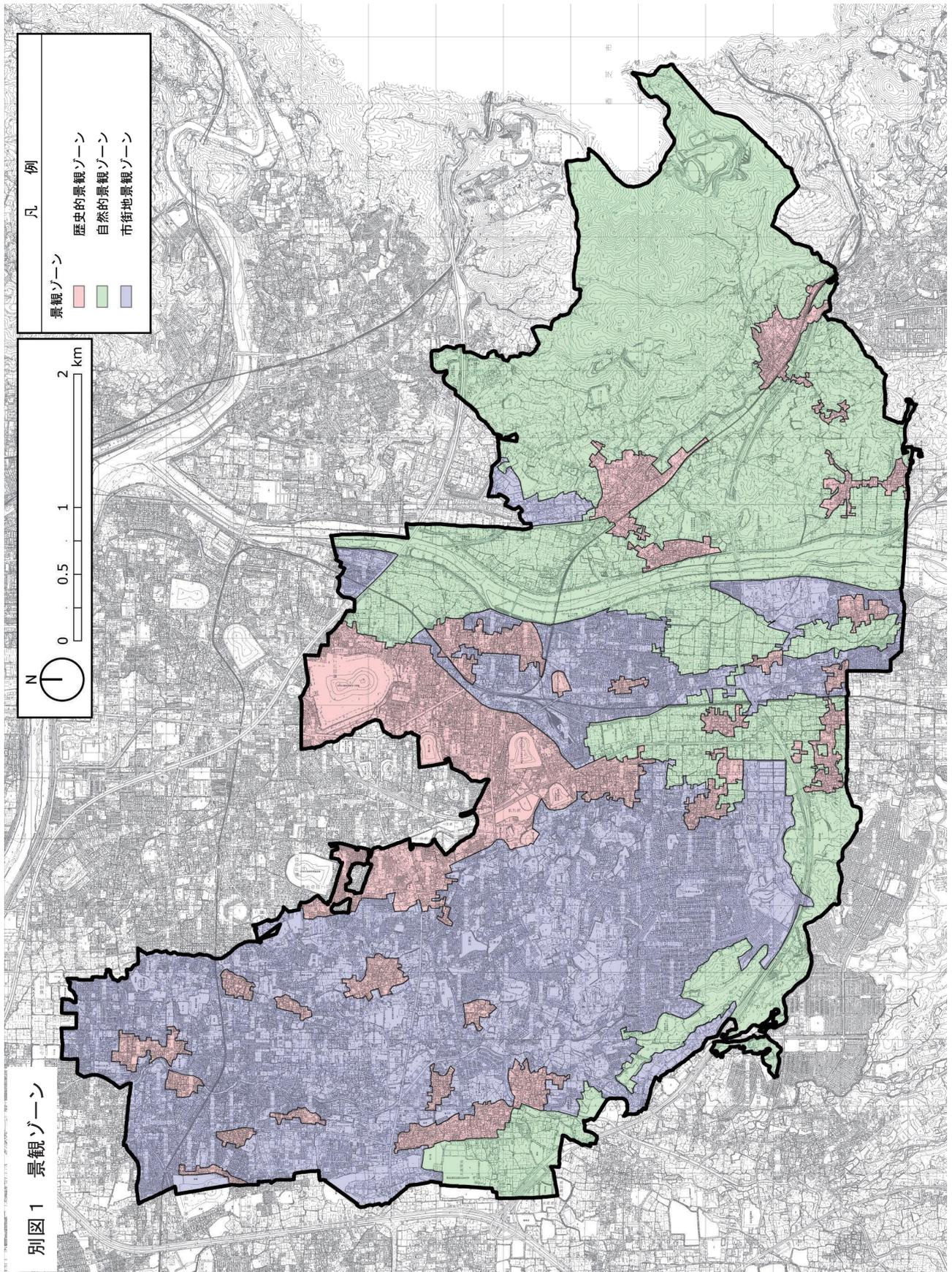
※JIS マンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- 外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- 公共の場所から見えない陸屋根等（ただし眺望として見られる重要な景観に含まれる場合は配慮すること。）
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合

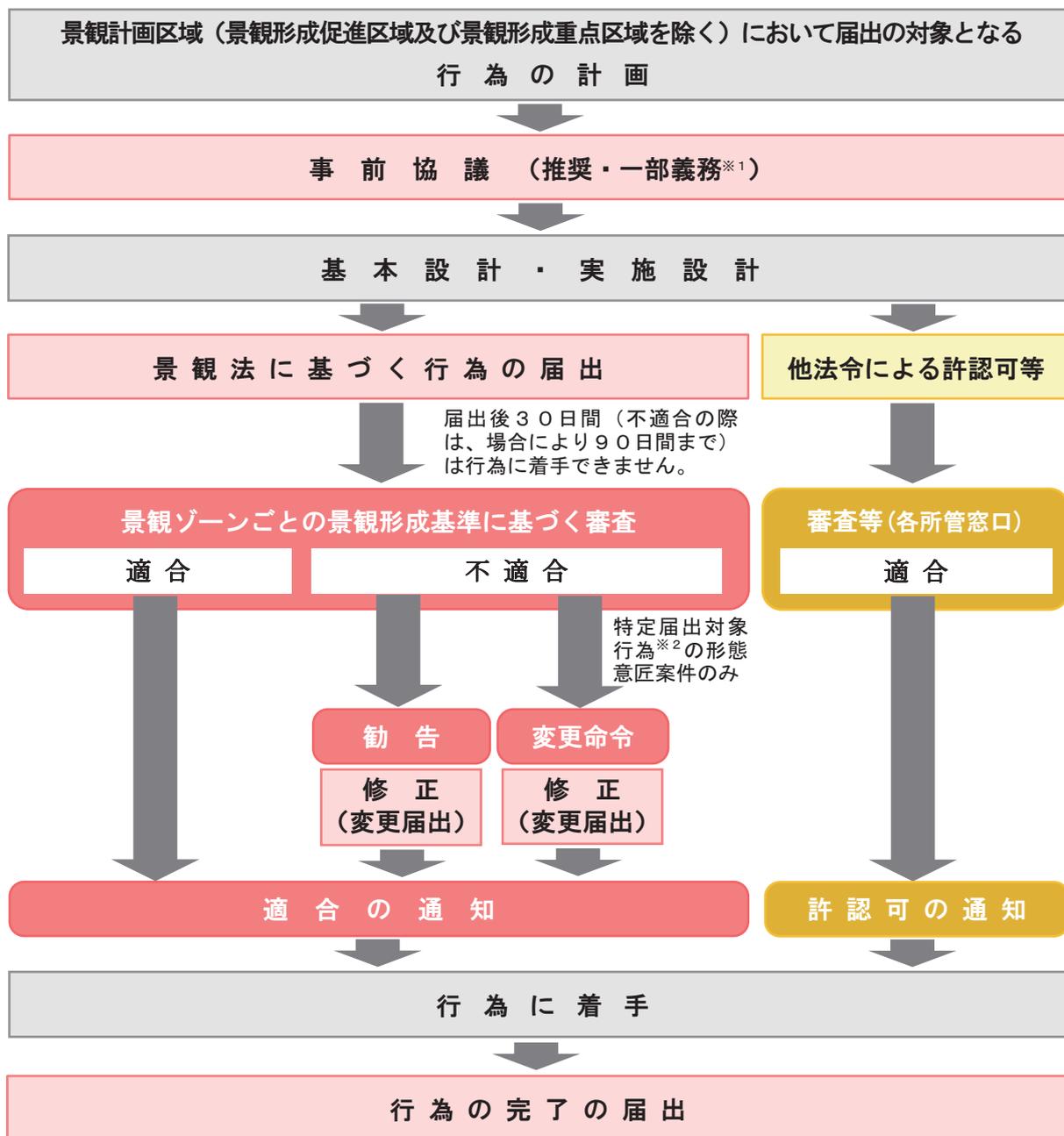


※代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。印刷により実際の色と異なる場合があります。実際の色はJIS標準色票により確認してください。



### ③ 行為の届出の流れ

景観計画区域（景観形成促進区域及び景観形成重点区域を除く）における景観法第16条第1項に基づく届出を要する行為について、行為の届出の流れは、次のとおりです。



※1：建築物又は工作物の色彩の制限の適用を除外される場合のうち次の各号のいずれかに掲げる場合は、事前協議が必要となります。

- (1) 地域の魅力向上につながるものと市長が認めるとき
- (2) 当該建築物又は工作物の機能を維持するためにやむを得ないものと市長が認めるとき
- (3) 地区計画等において、建築物又は工作物の色彩の制限が定められているとき

※2：羽曳野市景観条例に基づく届出を要する規模の建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の全てを特定届出対象行為とします。

#### 凡 例

- 行為者が景観法及び羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
- その他行為者が行うもの
- 行政が景観法及び羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
- 行政が他法令に基づいて行うもの

## (2) 景観形成促進区域における行為の制限

### 【 大規模古墳景観形成促進区域 】

#### ① 景観地区の指定

応神天皇陵古墳や墓山古墳などの大規模古墳は、羽曳野市の景観を特徴づける特に重要な景観資源であり、古墳近傍における市街地の継続した景観と、古墳と周辺の都市活動との調和した景観の形成が求められます。

そこで、より積極的に良好な景観を形成するため、都市計画で定める景観地区を指定します。



白鳥地区

#### ② 景観地区における行為の制限の考え方

景観形成促進区域に定める特別区域と一般区域のそれぞれの区域における景観形成の方針（43～44 頁参照）に基づき、都市計画法に基づく高度地区（44 頁に考え方を示しています）との連携のもとに、認定申請の対象とする行為や建築物等の規模に応じた景観形成基準を設定し、景観の規制・誘導を図ります。（※景観地区及び高度地区の詳細については、都市計画決定後の各図書をご覧ください。）

#### ■ 大規模古墳景観形成促進区域（景観地区）における行為の制限の考え方

区域区分	特別区域	一般区域
認定申請の対象とする行為の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、古墳との調和や一体性を考慮し、全ての建築物を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区域を取り囲む地域であることから、中規模及び大規模建築物を対象とする。</li> </ul>
景観形成基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模・中規模・小規模のそれぞれの建築物ごとに、地域やまちの特性への配慮規準や建築物の敷地や形態・意匠・色彩、付帯設備に対する配慮基準などを定める。</li> <li>特に、色彩については、「古墳の豊かな緑と調和した色彩とすること」を基本とし、マンセル値によりベースカラーとして使用できる色彩の範囲や、アクセントカラーの面積割合などを定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模・中規模のそれぞれの建築物ごとに、地域やまちの特性への配慮規準や建築物の敷地や形態・意匠・色彩、付帯設備に対する配慮基準などを定める。</li> <li>特に、色彩については、「特別区域と大規模古墳景観形成促進区域外とのつながりに配慮すること」を基本とし、マンセル値によりベースカラーとして使用できる色彩の範囲や、アクセントカラーの面積割合などを定める。</li> </ul>

※大規模建築物：高さが 15m 超又は地上 6 階以上、又は延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup> 超、又は建築面積 2,000 m<sup>2</sup> 超の建築物  
 中規模建築物：高さが 10m 超又は地上 4 階以上、又は延べ面積が 500 m<sup>2</sup> 超の建築物  
 小規模建築物：高さが 10m 以下かつ地上 4 階未満、かつ延べ面積が 500 m<sup>2</sup> 以下の建築物

#### ③ 景観地区の指定までの期間における行為の制限

景観地区の指定（都市計画決定）までの期間における当該区域での行為については、移行期間として景観計画区域における行為の制限を適用しますので、47～53 頁を参照してください。また、工作物の建設等については、景観法第 72 条第 2 項に基づく景観地区工作物制限条例による制限が定められるまでの間は、景観計画区域における行為の制限を適用します。なお、高度地区は、景観地区の指定と同様に、都市計画決定の告示をもって効力が発生します。

## 【 歴史的街道景観形成促進区域 】

### ① 届出対象行為

歴史的街道景観形成促進区域について、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出を要する行為は、次のとおりです。

景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令の対象とする行為（特定届出対象行為）は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。



東高野街道の町並み（誉田地区）

### ■ 歴史的街道景観形成促進区域における届出対象行為

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 15m を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>建築面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> </ul>
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 15m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱木柱、装飾塔記念塔、高架槽サイロ、物見塔等</li> <li>高さが 15m 又は築造面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物</li> <li>建築物に設置する場合で、その高さが 10m を超え、かつ建築物との合計高さが 15m を超えるもの</li> </ul>
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域面積 500 m<sup>2</sup> 以上</li> </ul>
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup> 以上</li> </ul>
	木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1ha を超えるもの</li> </ul>
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup> 以上</li> </ul>

## ② 景観形成基準

歴史的街道景観形成促進区域の景観形成基準は次のように設定します。

### ■ 歴史的街道景観形成促進区域の景観形成基準（建築物・工作物の基準）

項目		基準
建築物等（これに附属するものを含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	
	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は、原則として敷地の外から見える場所に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
	屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	
	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、街道沿いの伝統的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、街道沿いの伝統的まちなみに配慮する。
	意匠	伝統的まちなみ景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)街道に面する敷地の際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、伝統的まちなみの緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	
	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、街道沿いの伝統的まちなみと調和し、かつ著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、街道沿いの伝統的まちなみに配慮する。
	意匠	伝統的まちなみ景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)街道に面する敷地の際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、伝統的まちなみの緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

■ 歴史的街道景観形成促進区域の景観形成基準

(開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積の基準)

項目	基準
開発行為	できる限り現状の地形を生かし、長大なのり面又は擁壁を要しないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区域の植生と調和した緑化を図る。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮する。
土地の形質の変更	(ア) 整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等により区域の景観との調和に配慮する。 (イ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。
木竹の植栽又は伐採	(ア) 区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採に努める。 (イ) 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよう努める。 (ウ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。
物件の堆積	(ア) できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい位置及び規模とする。 (イ) 高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とする。 (ウ) できる限り道路、公園等の公共の場から見えないう、区域の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいする。

※ 歴史的街道景観形成促進区域のうち、大規模古墳景観形成促進区域と重複する区域における行為のうち、建築物の建築等については大規模古墳景観形成促進区域の景観地区の指定後、工作物の建設等については景観法第72条第2項に基づく景観地区工作物制限条例の制定後、開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽又は伐採・物件の堆積については景観法第73条第1項に基づく景観地区開発行為等制限条例の制定後から、景観地区の行為の制限を適用します。なお、景観地区の指定、景観地区工作物制限条例の制定、景観地区開発行為等制限条例の制定までの期間における各行為については、歴史的街道景観形成促進区域における行為の制限を適用します。

別表2 歴史的街道景観形成促進区域の色彩基準

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

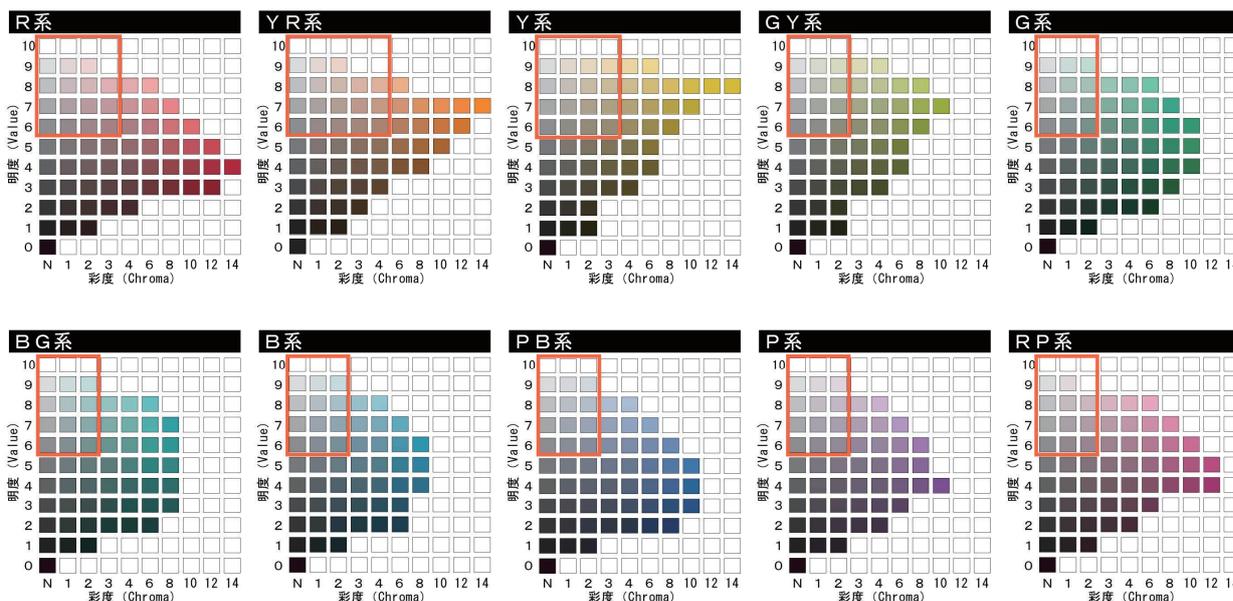
○外壁及び屋根については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁・屋根の基本色）		
色相	明度	彩度
Y R（橙）系	6以上	4以下
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下
上記以外	6以上	2以下

※JIS マンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

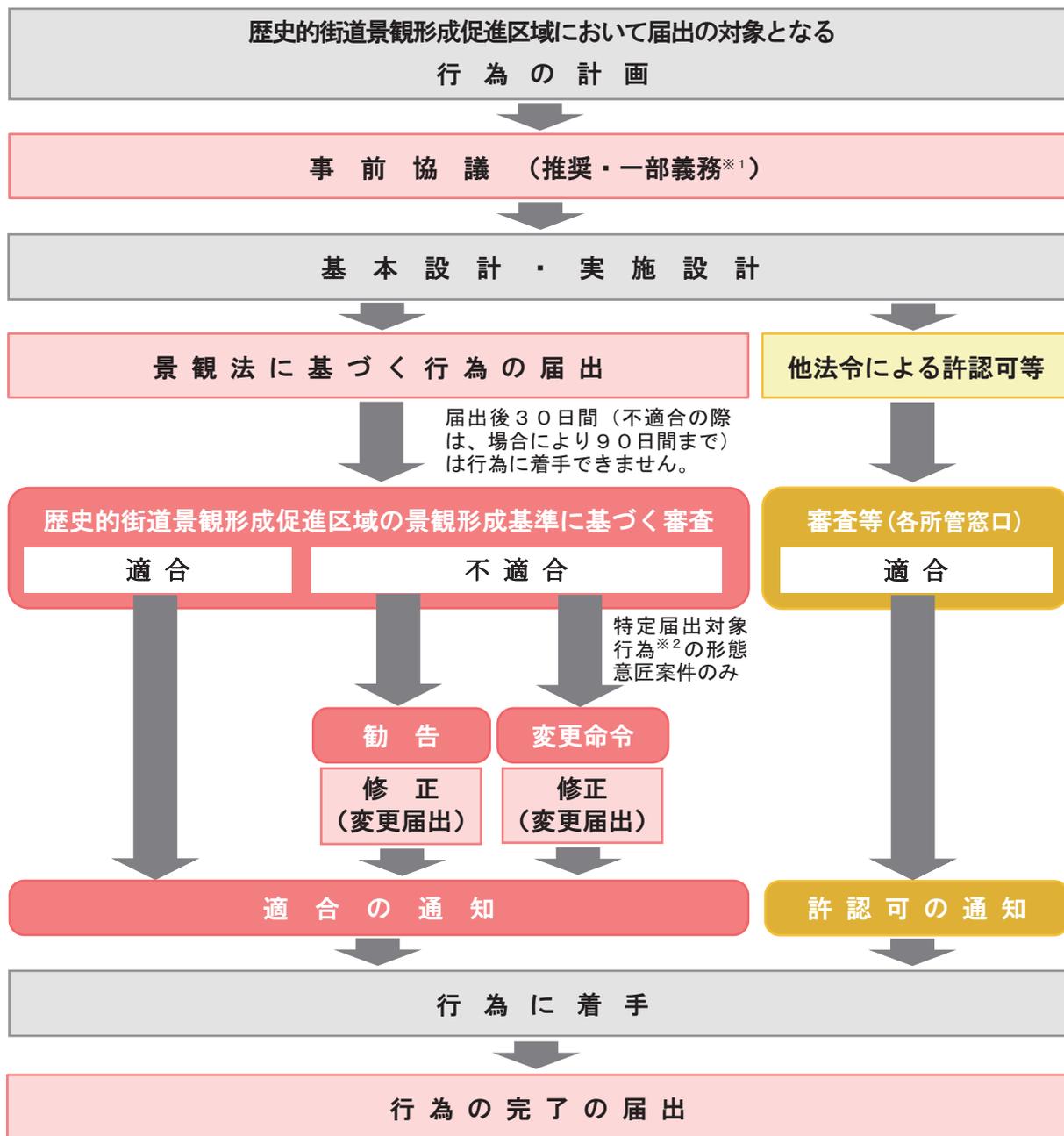
- 外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- 外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- 公共の場所から見えない陸屋根等（ただし眺望として見られる重要な景観に含まれる場合は配慮すること。）
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、和瓦等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合



※代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。印刷により実際の色と異なる場合があります。実際の色はJIS標準色票により確認してください。

### ③ 行為の届出の流れ

歴史的街道景観形成促進区域における景観法第16条第1項に基づく届出を要する行為について、行為の届出の流れは、次のとおりです。



※1：建築物又は工作物の色彩の制限の適用を除外される場合のうち次の各号のいずれかに掲げる場合は、事前協議が必要となります。

- (1) 地域の魅力向上につながるものと市長が認めるとき
- (2) 当該建築物又は工作物の機能を維持するためにやむを得ないものと市長が認めるとき
- (3) 地区計画等において、建築物又は工作物の色彩の制限が定められているとき

※2：羽曳野市景観条例に基づく届出を要する規模の建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の全てを特定届出対象行為とします。

#### 凡 例

- 行為者が景観法及び羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
- その他行為者が行うもの
- 行政が景観法及び羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
- 行政が他法令に基づいて行うもの

### (3) 景観形成重点区域における行為の制限

#### 【 駒ケ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域 】

##### ① 届出対象行為

駒ケ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域について、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出を要する行為は次のとおりです。

景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令の対象とする行為（特定届出対象行為）は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。



駒ケ谷地区の町並み

#### ■ 「駒ケ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域」における届出対象行為

届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
<b>法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為</b> 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての建築物</li> </ul>
<b>法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為</b> 工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請が必要となる規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等</li> <li>高さが 2m を超える垣、さくその他これらに類する工作物等</li> </ul>
<b>法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為</b> 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域面積 500 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>
<b>法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為</b> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1ha を超えるもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>

## ② 景観形成基準

駒ケ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域の景観形成基準は次のとおりです。

### ■ 駒ケ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域の景観形成基準（建築物・工作物の基準）

項 目		基 準	
建築物等（これに附属するもの配置 建築物の外観 敷地内の緑化）の基準	建築物及びこれに附属するもの	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則として街道から見える場所に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	
	建築設備 附属物等	建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	
	建築物の外観	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表3の色彩基準を遵守すること。
		外壁	(ア) 壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。 (イ) 木、石、漆喰等の伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。
		屋根	原則、勾配屋根とするとともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。
		意匠等	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表3の色彩基準を遵守すること。
		外壁	垣、さく等（塀、門等）を配置する場合は、街道との敷地に配置し、周辺との連続性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみに配慮する。
		意匠	木、石、漆喰、瓦などの伝統的素材、又はそれらと調和するものを使用するなど、和風の造りとなるよう配慮する。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。	

■ 駒ヶ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域の景観形成基準

(開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積の基準)

項 目	基 準
開発行為	<p>できる限り現状の地形を生かし、長大なのり面又は擁壁を要しないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区域の植生と調和した緑化を図る。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮する。</p>
土地の形質の変更	<p>(ア) 整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等により区域の景観との調和に配慮する。                      (イ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。</p>
木竹の植栽又は伐採	<p>(ア) 区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採に努める。                      (イ) 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよう努める。                      (ウ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。</p>
物件の堆積	<p>(ア) できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい位置及び規模とする。                      (イ) 高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とする。                      (ウ) できる限り道路、公園等の公共の場から見えないよう、区域の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいする。</p>

別表3 駒ヶ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域の色彩基準

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

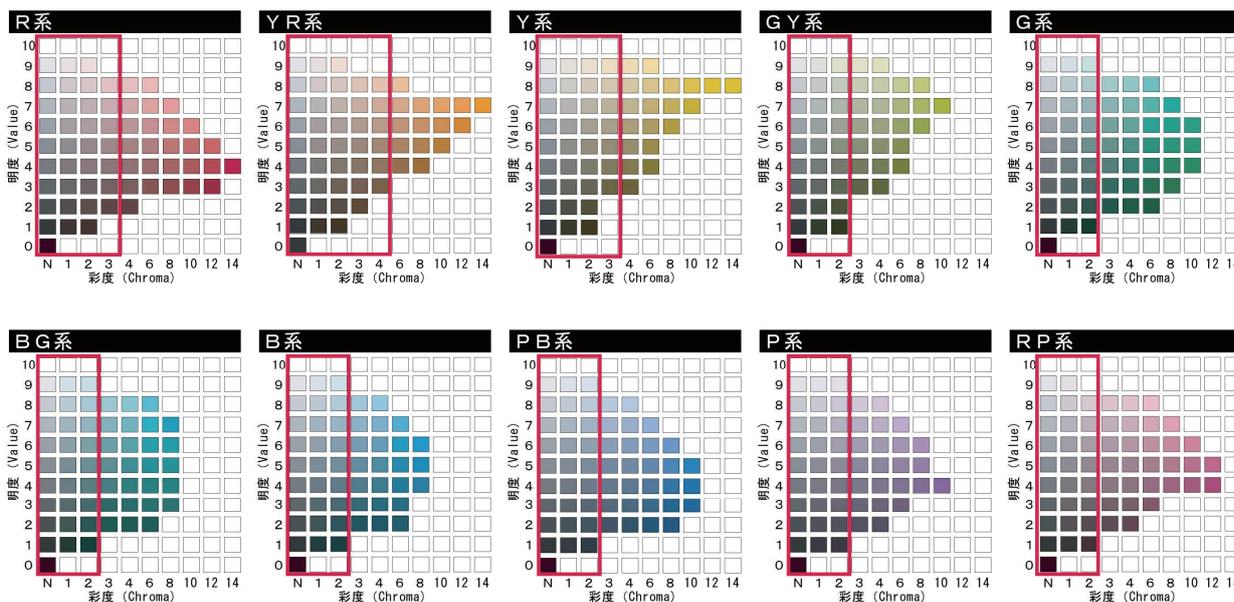
○外壁及び屋根については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁・屋根基本色）		
色 相	明 度	彩 度
Y R（橙）系	—	4以下
R（赤）、Y（黄）系	—	3以下
上記以外	—	2以下

※JIS マンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

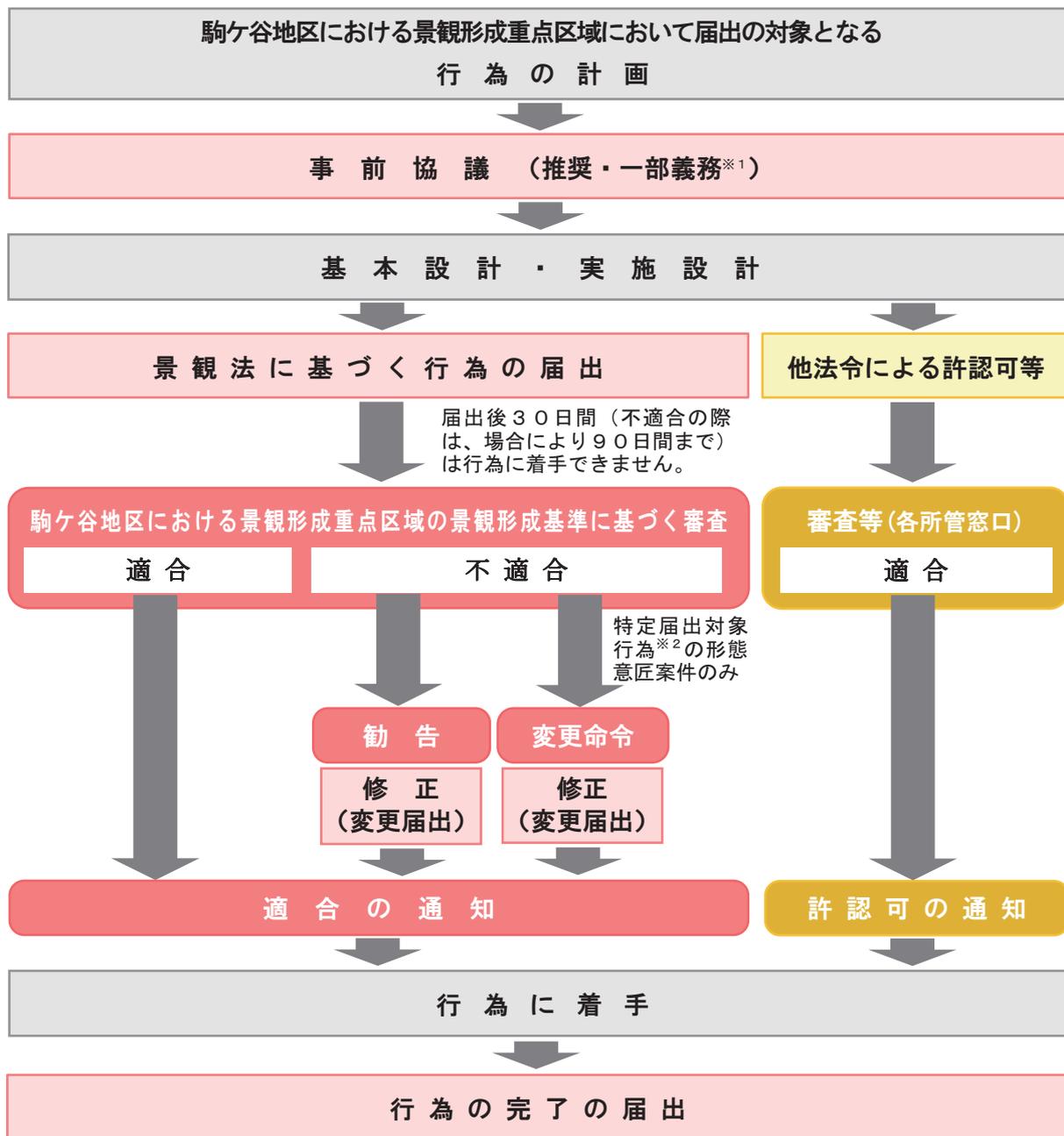
- 外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- 外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- 公共の場所から見えない陸屋根等（ただし眺望として見られる重要な景観に含まれる場合は配慮すること。）
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、和瓦等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合



※代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。印刷により実際の色と異なる場合があります。実際の色はJIS 標準色票により確認してください。

### ③ 行為の届出の流れ

駒ヶ谷地区における景観形成重点区域における景観法第16条第1項に基づく届出を要する行為について、行為の届出の流れは、次のとおりです。



※1：建築物又は工作物の色彩の制限の適用を除外される場合のうち次の各号のいずれかに掲げる場合は、事前協議が必要となります。

- (1) 地域の魅力向上につながるものと市長が認めるとき
- (2) 当該建築物又は工作物の機能を維持するためにやむを得ないものと市長が認めるとき
- (3) 地区計画等において、建築物又は工作物の色彩の制限が定められているとき

※2：羽曳野市景観条例に基づく届出を要する規模の建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の全てを特定届出対象行為とします。

#### 凡 例

- 行為者が景観法及び羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
- その他行為者が行うもの
- 行政が景観法及び羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
- 行政が他法令に基づいて行うもの

## ■ 3 ■ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木を指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

文化財保護法、大阪府文化財保護条例、羽曳野市文化財保護条例に基づく文化財の指定や登録、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（羽曳野市環境美化条例第75条第1項）に基づく保存樹・保存樹林の指定などの関連する各種制度と連携・調整を図りながら、次の指定方針に基づき、計画的かつ効果的な指定の検討を行います。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当する建造物を対象に、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた建造物について、指定します。

また、所有者等も指定を提案することができます。（景観法第20条）

- 歴史的又は文化的に価値が高いと認められる建造物
- 地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められる建造物
- 地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当する樹木を対象に、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた樹木について、指定します。

また、所有者等も指定を提案することができます。（景観法第29条）

- 樹種、樹齢、樹容等からみて、景観上優れていると認められる樹木
- 地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木

